

### 3. 権利部

#### (1) 甲区

記録事項=所有権に関する登記の登記事項（規4Ⅳ）

ex. 所有権の保存・移転・変更・更正・抹消・処分の制限

#### ア 登記事項欄の見方

(ア) 順位番号欄=権利の順位を示す順位番号（59⑧）を記録  
→登記の先後の判断の基準となる

(イ) 登記の目的欄=登記の目的（59①）を記録

※登記の目的=どのような権利についてどのような形態の登記がなされたかを示すもの

ex. 所有権保存、所有権移転

(ウ) 受付年月日・受付番号欄=申請の受付の年月日及び受付番号を記録  
(59②)

(エ) 権利者その他の事項欄=登記原因及びその日付、登記権利者の住所氏名等を記録（59③～⑦）

#### 土地登記記録権利部甲区記録例

権利部（甲区） (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和 56 年 6 月 4 日 第 20200 号	原因 昭和 56 年 6 月 4 日売買 所有者 愛知県豊明市一枝 23 番地 4 岩田晃 順位 3 番の登記を移記
	余白	余白	【略】
2	所有権移転	平成 15 年 12 月 25 日 第 58111 号	原因 平成 15 年 12 月 25 日売買 所有者 名古屋市東山区西水 11 番地 大西高史
3	所有権移転	平成 18 年 11 月 29 日 第 46111 号	原因 平成 18 年 11 月 3 日委任の終了 所有者 愛知県春日井市小田町字山北 50 番地 1 石川利夫

#### イ 順位番号、受付年月日・受付番号の見方

物権の得喪及び変更は登記しなければ第三者に対抗できない（民177）

→順位番号、受付年月日・受付番号は登記された権利相互間の順位の判断の基準となる

※同区の登記：順位番号の前後

別区の登記：受付年月日と受付番号の前後（規2Ⅰ）

## (2) 乙区

記録事項＝所有権以外の権利に関する登記の登記事項（規4IV）

## 土地登記記録権利部乙区記録例

所有権以外の権利＝地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権（根抵当権）、賃借権、配偶者居住権、採石権（3②～⑩）

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,000万円 利息 年何% 債務者 何市何町何番地 何 某 抵当権者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	1番抵当権一部移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日債権一部譲渡 譲渡額 金800万円 抵当権者 何市何町何番地 乙 某
	1番抵当権変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日甲某の債権弁済 債権額 金800万円

（注）1番抵当権の債権額及び抵当権者を抹消する記号（下線）を記録する。